



国土を整え、全力で備える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

# お知らせ

記者発表資料

令和3年7月30日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ  
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は、不誠実な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

熊本電力株式会社 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目36番9号

### 2. 指名停止措置期間

令和3年7月30日 ～ 令和3年10月29日 (3ヵ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

### 4. 事実の概要

熊本電力(株)は、令和3年3月16日に契約した三次河川国道事務所発注の「三次河川国道事務所庁舎等で使用する電気」及び令和3年3月23日に契約した温井ダム管理所発注の「温井ダム管理所で使用する電気」において、電気供給ができなくなったことを理由に令和3年5月20日に契約解除を申し出たため、令和3年5月26日に三次河川国道事務所及び温井ダム管理所から契約解除された。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前号各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号): 平日・昼間

082-511-6063 (直通): 平日・昼間

総務部 契約課長

あべ たかし  
安部 隆司 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

わだ まさこ  
和田 昌子 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号): 平日・昼間

総務部 契約管理官

にいばやし けんじ  
新林 健二 (内線130)

◎総務部 経理調達課長補佐

おくぼ ひろふさ  
尾久保 裕亮 (内線132)